

きんき環境館・近畿 ESD センター アドバイザー派遣制度実施要綱

(目的)

第1条 本制度は、近畿環境パートナーシップオフィス（以下「きんき環境館」という。）及び近畿地方 ESD 活動支援センター（以下「近畿 ESD センター」という。）の業務目的に即し、民間団体等の環境保全活動等を効果的に促進するため、専門的な知見を有するアドバイザーを派遣し、対話や助言を通じて取組の発展を支援することを目的とする。

(支援内容)

第2条 環境パートナーシップ、ESD、地域循環共生圏等に関する知識や実践経験を有する専門家による研修・助言・コンサルティングを行う。

(申請方法)

第3条 研修・助言・コンサルティングを希望する団体（以下「申請者」という。）は、原則として派遣希望日の2か月前までに、所定の申請書（別紙様式1）に必要事項を記載のうえ、きんき環境館に提出する。

(派遣決定)

第4条 きんき環境館は、申請内容を確認のうえ、内容に応じて適切なアドバイザーを選定し、派遣を行う。

(派遣条件)

第5条 アドバイザーの派遣は、次のすべてに該当する場合に行う。

- (1) 申請内容が、環境保全活動、ESD 又は地域循環共生圏の推進に資するものであること。
- (2) 近畿2府4県内における取組であること。

- (3) アドバイザーの派遣が原則として2時間程度であり、同一団体への派遣は年2回以内であること。
- (4) 申請者が、自団体の取組の背景、現状の課題及び今後の展開の方向性について、申請書において具体的に示すことができること。
- (5) 申請者が、アドバイザー派遣を契機として、自主的・継続的に環境保全活動等を発展させようとする意欲を有していること。
- (6) アドバイザー受入れに当たり、申請者が安全管理、保険等の措置その他適切な管理体制を整えることができること。
- (7) 派遣実績について、きんき環境館・近畿ESDセンターがWebサイト等で情報発信を行う際に、活動写真の提供その他必要な協力を行うことができること。
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと。

(申請者の責務)

第6条 申請者は、アドバイザー派遣の内容や効果等について、所定の報告書（別紙様式2）により、きんき環境館に報告する。

(情報管理及び個人情報の取扱い)

第7条 きんき環境館及びアドバイザーは、申請内容及び相談内容について適切に管理する。

2 申請により取得した個人情報は、本制度の運営及び連絡調整に必要な範囲で使用する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。